

## 2/8 (木) の行事

報道発表資料の配付日時 2月1日(木) 15時00分

|                 |  |      |  |
|-----------------|--|------|--|
| 発表項目<br>(行事名)   | 第3回夜間中学等に関する協議会ワーキンググループの開催について  |      |  |
| 記者レクのお知らせ       | (実施日時)<br>月 日 ( ) 時 分  | 発表者  |  |
|                 |  | 発表場所 |  |
| 概要              | <p>第3回夜間中学等に関する協議会ワーキンググループを次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日 時<br/>令和6年2月8日(木) 15:00～</p> <p>2 場 所<br/>北海道労働委員会 会議室<br/>(札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階)</p> <p>3 協議会ワーキンググループ構成員<br/>別添「夜間中学等に関する協議会ワーキンググループ構成員一覧」のとおり</p> <p>4 議 題<br/>(1) オンライン授業の課題に対する検討について<br/>(2) 本道の地域特性を踏まえた夜間中学の在り方について</p> |      |  |
| 参 考             |  |      |  |
| 報道(取材)に当たってのお願い |  |      |  |
| 担 当<br>(連絡先)    | 北海道教育庁 学校教育局 義務教育課 就学支援係 (担当:上野)<br>TEL ダイヤルイン 011-204-5770 (内線 35-765)  |      |  |

## 夜間中学等に関する協議会ワーキンググループ構成員一覧

| 区分                  | 所 属                              | 職 名           | 氏 名         |         |
|---------------------|----------------------------------|---------------|-------------|---------|
| 市町村教育委員会職員          | 札幌市教育委員会                         | 学びのプロジェクト担当課長 | 田 中 裕 樹     |         |
|                     | 函館市教育委員会                         | 教育政策課長        | 楠 田 朝 子     |         |
|                     | 旭川市教育委員会                         | 教育政策課主幹       | 田 村 貴 史     |         |
|                     | 釧路市教育委員会                         | 次長            | 森 康 枝       |         |
| 中学校及び<br>高等学校職員     | 小樽市立長橋中学校<br>(北海道中学校長会)          | 校長            | 伊 藤 仁 弥     |         |
|                     | 北海道北広島高等学校<br>(北海道高等学校長協会)       | 校長            | 岩 崎 弘 之     |         |
| P T A 関係者           | 北海道 P T A 連合会<br>(小樽市 P T A 連合会) | 副会長           | 廣 瀬 堅 一     |         |
| 支援活動を行う<br>民間団体等関係者 | 北海道に夜間中学をつくる会                    | 共同代表          | 工 藤 慶 一     |         |
|                     | 札幌遠友塾自主夜間中学                      | 代表            | 黒 澤 晴 一     |         |
| 北<br>海<br>道         | 知事部局職員                           | 北海道総務部教育・法人局  | 学事課学務調整担当課長 | 大久保 北 斗 |
|                     | 北海道教育<br>委員会職員                   | 北海道教育庁学校教育局   | 義務教育課長      | 遠 藤 直 俊 |
| その他必要と認める者          | 北海道大学大学院教育学研究院                   | 教授            | 横 井 敏 郎     |         |
|                     | 北海道大学                            | 名誉教授          | 木 村 純       |         |

# 夜間中学等に関する協議会開催要領

平成29年10月25日 学校教育監決定  
平成30年5月30日 一部改正  
令和5年9月15日 一部改正

## 第1 趣旨

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）第14条及び第15条の規定に鑑み、学齢期を経過した者のうち就学の機会が提供されなかった者で、その機会の提供を希望する者などに対し、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学」という。）における就学の機会の提供その他の必要な措置などについて協議するため、「夜間中学等に関する協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

## 第2 協議事項等

協議会は、次に掲げる事項について協議などを行う。

- (1) 法第15条第1号に規定される夜間中学における就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務に関し、道及び市町村の役割分担に関する事項についての協議及び当該事務の実施に係る連絡調整
- (2) その他協議会において必要と認められる事項

## 第3 構成

協議会は、次に掲げる者15人以内で構成することとし、学校教育監が決定する。

- (1) 市町村教育委員会職員
- (2) 中学校及び高等学校職員
- (3) P T A 関係者
- (4) 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかった者のうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間団体等関係者
- (5) 知事部局及び北海道教育委員会職員
- (6) 前(1)から(5)に掲げる者のほか、学校教育監が必要と認める者

## 第4 協議会の開催

- (1) 協議会は、必要に応じて学校教育監が招集する。
- (2) 協議会の議事進行は、学校教育局長又は担当局長（以下「学校教育局長等」という。）が行う。
- (3) 前(2)の規定にかかわらず、学校教育局長等は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- (4) 学校教育監が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 第5 その他

- (1) 協議会の庶務は、学校教育局義務教育課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、学校教育局長等が定める。

### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年5月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

## 夜間中学等に関する協議会ワーキンググループ設置要綱

令和4年1月14日（学校教育局長決定）

### 第1 趣旨

夜間中学等に関する協議会開催要領第5（2）に基づき、夜間中学等に関する協議について、実務的な検討等を行うワーキンググループを置く。

### 第2 組織

- 1 ワーキンググループは、次に掲げる者15名以内をもって組織する。
  - (1) 市町村教育委員会職員
  - (2) 中学校及び高等学校職員
  - (3) P T A関係者
  - (4) 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかった者のうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間団体等関係者
  - (5) 知事部局及び北海道教育委員会職員
  - (6) 前(1)から(5)に掲げる者のほか、学校教育局長が必要と認める者
- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長には義務教育課長を充てる
- 3 ワーキンググループの会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- 4 座長は、上記に掲げる職以外の職にある者についても、必要に応じてワーキンググループの会議に出席させることができる。

### 第3 庶務

ワーキンググループの庶務は、義務教育課において処理する。

### 第4 補足

この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、学校教育局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。